

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
(公印省略)

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について
(対象医薬品・相談方法の追加)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口については、令和 4 年 1 2 月 1 6 日付け日医発第 1804 号（技術）文書を以て貴会に既報の通り、厚生労働省が下記の相談窓口を設置し、解熱鎮痛薬、トラネキサム酸及び鎮咳薬が不足している医療機関・薬局に対して、相談を受け付けることとなったことをご案内しているところです。

本事務連絡は、このような対応をしている中でも、一部の薬局（特に個店など比較的小規模の薬局）等においては、解熱鎮痛薬等、特に鎮咳薬の入手が困難になっているとともに、去痰薬の入手も困難となっている状況であることから、今般、相談窓口の対象医薬品として、新たに去痰薬を追加したこと、また、相談方法としては、従来、医療機関や薬局から個別に相談をいただいていたことに加え、地域の実情に応じて、地域の医師会や薬剤師会単位からの相談についても受け付けることとしたことについて周知を依頼するものです。対象医薬品の追加、相談方法の追加については、本年 1 0 月 1 0 日（火）から開始する予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 厚生労働省ホームページ「医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口」

U R L : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html

* 2 0 2 3 年 1 0 月 1 0 日（火）から、変更後の運用が開始される予定です。

* 前回と同じ U R L です。

以上

事 務 連 絡
令和5年9月29日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について
(対象医薬品・相談方法の追加)

標記につきましては、別添事務連絡のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛に通知しましたので、貴会会員に対しても周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡
令和5年9月29日

各

都 道 府 県
保健所政令市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について
（対象医薬品・相談方法の追加）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の相談窓口の設置については、令和4年12月14日付「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼」（事務連絡）にて、御連絡したところです。

市場の供給量を確認すると、主要な解熱鎮痛薬については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約1.5倍まで、トラネキサム酸については、約2.3倍までそれぞれ増産されている一方で、主要な鎮咳薬（咳止め）の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約85%まで生産量が低下しており、また主要な去痰薬の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前と同程度ではあるものの、メーカー在庫が減少している状況です。

厚生労働省といたしましては、これまで日本医薬品卸売業連合会に対して、発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関、当該医療機関からの処方せんを受け入れている薬局において、解熱鎮痛薬等が不足している場合には、優先的に解熱鎮痛薬等を供給していただくよう依頼をしてきたところです。

しかしながら、一部の薬局（特に個店など比較的小規模の薬局）等においては、解熱鎮痛薬等、特に鎮咳薬の入手が困難になっているとともに、去痰薬の入手も困難となっている状況であると承知しています。

こうした状況等を踏まえまして、以下の対応を実施させていただくこととしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

（対象医薬品の追加）

- ・相談窓口の対象医薬品として、解熱鎮痛薬、トラネキサム酸及び鎮咳薬に加え、新たに去痰薬を追加しました。

（相談方法の追加）

- ・従来、医療機関や薬局から個別に相談をいただいていたことに加え、地域の実情に応じて、地域の医師会や薬剤師会単位で、対象の医薬品の不足について、地域の団体で取りまとめた相談についても受け付けることといたしました。

その際、薬局同士などで、必要に応じて、不足する医薬品を融通していただくことも考えられます。

（留意事項）

- ・対象医薬品の追加、相談方法の追加については、10月10日（火）から開始する予定です。
- ・特に鎮咳薬及び去痰薬については、製造販売業者及び医薬品卸売販売業者においても在庫量が限られており、医薬品卸売販売業者において可能な範囲での対応となります。
- ・本取組が、数量が限られている医療上必要な医薬品の在庫品の偏在を防ぐことを目的としている都合上、特に個店など比較的小規模の薬局を優先することとなります。